

はじめに

介護保険制度や新しい理念のもとでの社会福祉法（注記1）が始まってから17年が過ぎました。福井市域における住民の暮らしをみると、地域福祉（注記2）活動が活発化する一方で、地域から孤立した世帯や孤立している人がいることも実態として浮かび上がっています。

最近では、「地域包括ケア」という考え方にに基づき、高齢者が自分らしい暮らしを人生の最期まで住み慣れた地域で続けることができるよう、医療・介護・住まい・介護予防・生活支援が一体的に提供される地域づくりが求められています。

また、平成27(2015)年に厚生労働省が提示した「誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現～新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン～」(新福祉ビジョン)では、これまでのように分野ごとに相談・支援を提供しても、必ずしも十分な対応とは言えない状況が生じているため、すべての人が、年齢や状況を問わず、その人のニーズに応じた適切な支援を受けられる地域づくりを進めることが求められています。

このような点を踏まえ、福井市域における見守りや支え合い、人と人とのつながりを維持向上していくための行動計画を民間レベルから地域福祉の推進を見据えた「第3次地域福祉活動計画」として策定し、市民、関係者、行政などの皆さまと一緒に推進していきます。

平成29年3月

社会福祉法人 福井市社会福祉協議会

（注記1）社会福祉法

日本の社会福祉の目的・理念・原則と対象者別の各社会福祉関連法に規定されている福祉サービスに共通する基本的事項を規定した法律。1951(昭和26)年制定の社会福祉事業法が前身で、社会福祉基礎構造改革によって2000(平成12)年に全面改正されて、法律名も改称した。1) 利用者の立場に立った社会福祉制度の構築、2) サービスの質の向上、3) 社会福祉事業の充実・活性化、4) 地域福祉の推進を柱にした。

（注記2）地域福祉

それぞれの地域において人びとが安心して暮らせるよう、自助、共助、公助で、地域住民や社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方をいう。